

仕 様 書

1 件名

令和5年度陸上自衛隊別海駐屯地矢臼別演習場内給水設備改修業務

2 一般的事項

この仕様書は、令和5年度陸上自衛隊別海駐屯地矢臼別演習場内給水設備改修業務について適用する。

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

なお、この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3 施工場所

陸上自衛隊別海駐屯地矢臼別演習場内

4 期日

令和6年1月31日（水）まで

5 調達品目内訳

No.	製品名	要求仕様等（同等比較仕様）	参考製品（注） 会社名・品番	数量	単位	設置場所	備考
1	高温高圧洗淨機	最大吐出圧力8~10MPa程度、最大吐出水量1000~1600L/h程度、ホース・洗淨ガン・カプラー等洗淨に必要な付属品を含む	・蔵王産業(株) ジェットマン GH1018 ・(株)岡常歯車製作所 STR-70HR 又は同等以上のもの（他社の製品を含む）	1	台	矢臼別演習場 しょう舎地区	
2	据付設置費等	取付け・据付け（給水・排気）等現場合わせ	—	1	式	—	
3	既設撤去処分費	既設撤去処分等	岡常歯車製作所 STR-7HR	1	式	—	

6 設置及び施行確認

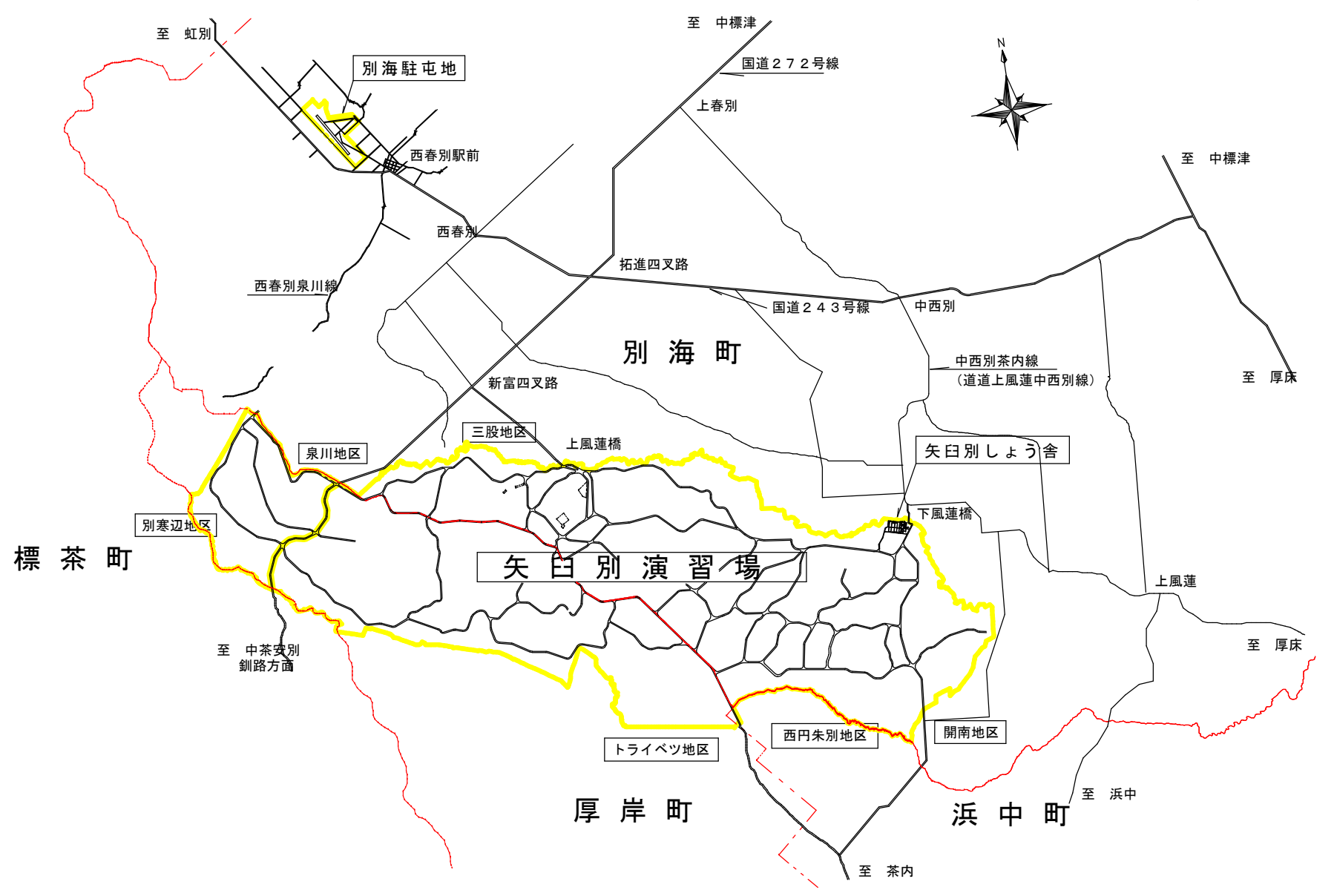
- (1) 受注者は、納品書等を添えて発注者の指定する場所に設置するものとする。
- (2) 設置に要する費用は、受注者の負担とし、施行確認中又は施行確認の実施以前に生じた製品の亡失又は毀損の責についても、全て受注者が負担するものとする。
- (3) 施行確認は、本仕様書に基づき局担当職員が行うものとする。
- (4) 局担当職員は、受注者の立ち会いのもと、施行確認を行うものとする。
- (5) 受注者の都合により、受注者が施行確認の立ち会いが困難な場合は、受注者は施行

確認に立ち会わないことができるが、この場合、受注者は施行確認の実施及び結果に対し異議を申し立てることはできないものとする。

- (6) 受注者は、製品の引き渡し後において隠れた瑕疵が発見されたときは、速やかに適合品に交換すること。
- (7) 納入する製品については、全て新品とする。
- (8) 設置場所の詳細については、受注後提示する。
- (9) 製品本体の建屋への設置については、床に固定するものとし、設置可能となるよう現地にて給水・排気等を含む調整を行うこと。

7 その他

- (1) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」に該当する物品等である場合は、その基準を満たすものであること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (3) 仕様書の内容については、官側の許可なく複写、第三者及び他者への閲覧・譲渡をしないものとする。



駐(分)屯
地名

別海駐屯地
矢臼別しょう舎

図面

洗車場上屋平面図

縮尺

1:30

2,450

煙突

洗車机上屋

900

2,000

650

3,500

